

<平成30年6月30日改訂>

(下線部は変更箇所)

新 (変更後)	旧 (変更前)
<p>信託保全説明書</p> <p>①弊社は、金融商品取引法に基づき、お客様からお預かりした保証金(外貨ネクストネオ)にお客様の計算に属する為替損益を加減算した金額(お客様からお預かりした保証金に、お客様の計算に属する為替損益、スワップポイント、未払手数料を加減算した金額。)、マイページ残高(未使用金)および外貨ネクストパイナリー口座預り金の金額(以下、これらを総称して「保証金等」といいます。)を、三井住友銀行、みずほ信託銀行およびGMO あおぞらネット銀行の顧客区分管理信託により、弊社の自己資産と区分して管理いたします。ただし、三井住友銀行、みずほ信託銀行およびGMO あおぞらネット銀行は、顧客区分管理信託を管理しているのみで、お客様に対して保証金等の全額の返還を保証するものではありませんので、お客様は、三井住友銀行、みずほ信託銀行およびGMO あおぞらネット銀行に対して保証金等の支払い等を直接請求することはできません。</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>⑥弊社は、顧客区分管理信託による区分管理を実施するため、またはお客様に顧客区分管理信託で区分管理された金銭を配分するために、必要あるときは、お客様の個人情報を受益者代理人(乙)、三井住友銀行、みずほ信託銀行およびGMO あおぞらネット銀行に提供することがあります。</p> <p>以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>信託保全説明書</p> <p>①弊社は、金融商品取引法に基づき、お客様からお預かりした保証金(外貨ネクストネオ)にお客様の計算に属する為替損益を加減算した金額(お客様からお預かりした保証金に、お客様の計算に属する為替損益、スワップポイント、未払手数料を加減算した金額。)、マイページ残高(未使用金)および外貨ネクストパイナリー口座預り金の金額(以下、これらを総称して「保証金等」といいます。)を、三井住友銀行、みずほ信託銀行およびあおぞら信託銀行の顧客区分管理信託により、弊社の自己資産と区分して管理いたします。ただし、三井住友銀行、みずほ信託銀行およびあおぞら信託銀行は、顧客区分管理信託を管理しているのみで、お客様に対して保証金等の全額の返還を保証するものではありませんので、お客様は、三井住友銀行、みずほ信託銀行およびあおぞら信託銀行に対して保証金等の支払い等を直接請求することはできません。</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>⑥弊社は、顧客区分管理信託による区分管理を実施するため、またはお客様に顧客区分管理信託で区分管理された金銭を配分するために、必要あるときは、お客様の個人情報を受益者代理人(乙)、三井住友銀行、みずほ信託銀行およびあおぞら信託銀行に提供することがあります。</p> <p>以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p>